

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1140））

2. 日 時：平成30年7月20日 10時00分～11時30分
13時30分～21時45分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

中川上席安全審査官、津金主任安全審査官、村上主任安全審査官、秋本安全審査官、田尻安全審査官、照井安全審査官、宇田川原子力規制専門職

（専門検査部門）

早川上席原子力専門検査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：東海第二発電所 保守室 副室長 他23名

東北電力株式会社：原子力品質保証室 課長 他6名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 課長 他9名

中部電力株式会社：原子力部 安全技術グループ 副長 他5名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 安全・品質保証室 主任 他5名

中国電力株式会社：電源事業本部（品質保証） 副長 他7名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他5名

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、7月17日、19日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る計算機プログラム（解析コード）の概要、原子炉格納施設の設計条件に関する説明書、設置許可との整合性に関する説明書、設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書、発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書等について説明があった。

(2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【設置許可との整合性に関する説明書関係】

○設置変更許可申請書に記載されている窒素供給装置の格納容器からの吸込流量(約255Nm³/h)及びガス温度30℃について、工事計画の該当事項に基づき整合性を説明すること。

【設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書関係】

○今回の設置許可段階における資料の誤り等の対策として、従来の品質保証の仕組みの観点から、改善点を示すこと。

○様式1については、各施設について資料完成の見込みを示したスケジュールを示すこと。

【発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書関係】

○ 防護対象施設を評価対象施設から除外する上での考え方を整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二 工事計画審査 論点整理表
- ・ V-1-1-8-1 溢水等による損傷防止の基本方針
- ・ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書のうち 重大事故等時の動荷重について
- ・ ペDESTAL排水系に設置する安全弁について
- ・ 東海第二発電所 工事計画認可申請に係る論点整理について（コメント回答）
- ・ V-1-1-8-2 防護すべき設備の設定
- ・ V-1-1-8-4 溢水影響に関する評価
- ・ V-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書
- ・ 東海第二発電所 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書に係る補足説明資料（コリウムシールドの設計）
- ・ 東海第二発電所 工事計画に係る説明資料（その他発電用原子炉の附属施設のうち浸水防護施設）（抜粋資料）